

(様式第2号)

要 点 録

平成21年10月1日作成

会議の名称	第8回 島本町総合計画審議会		
会議の開催日時	平成21年9月16日(水) 午前10時~11時8分		
会議の開催場所	島本町役場 地下1階 第五会議室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・一部不可・不可
事務局(担当課)	政策推進課	傍聴者数	2名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)			
出席委員	新井委員、岩井(長)委員、岩井(均)委員、大西(義)委員、大西(三)委員、岡田委員 沖委員、柏内委員、榊原委員、坂田委員、清水委員、高山委員、戸田委員 富家委員、中村委員、濱田委員、原田委員、平井委員、福田委員、松田委員 松村委員、松本委員、森脇委員、山口委員 (五十音順)		
会議の議題	1、第四次島本町総合計画基本構想(案)について 2、その他		
配布資料			
審議等の内容	別紙のとおり		

第8回 島本町総合計画審議会要点録

日 時	平成21年9月16日(水) 午前10時~11時8分
場 所	島本町役場 地下1階 第五会議室
出席者	出席委員24名、事務局等5名

1. 開会

- 事務局** それでは、ただいまから、第8回島本町総合計画審議会を開催させていただきます。
本日、審議会委員30名のうち、24名の委員にご出席をいただいておりますので、島本町総合計画審議会条例第6条第2項の規定により、本審議会が成立していることをご報告申し上げます。
それでは会長、議事進行をお願いします。
- 会 長** それでは、本日、傍聴の申し出がありますので、会議の公開に関する要綱に基づき、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

【「異議なしの声」】

- 会 長** ご異議がないようですので、傍聴を許可します。

【傍聴者入場】

2. 【案件1】第四次島本町総合計画基本構想(案)について

- 会 長** それでは、案件1、「第四次島本町総合計画基本構想(案)について」、審議を行っていきたいと思います。事前に資料が配布されていますので、事務局から説明願います。
- 事務局** それでは、事前に配布いたしました資料について説明させていただきます。
- 資料18「パブリックコメント後の基本構想案の修正箇所(平成21年9月)」= パブリックコメント意見及び前回の審議会の審議を踏まえ、基本構想(案)を修正した箇所を抜粋して示しています。
 - 資料19「基本構想の答申文及び付帯意見(案)」= 1枚目が町長への答申文の案、そして2枚目が答申に添える付帯意見の案となっています。なお、付帯意見(案)は、これまでの審議会でも出された意見から、抽出・整理して作成しました。
- 会 長** まず「資料18」に関して伺います、パブリックコメントを受け、前回は基本構想案の修正について審議があったわけですが、それを受けて修正された基本構想案についてご意見を伺います。ご意見はありますか。

【「異議なしの声」】

- ないようですので、基本構想案についてはお認めいただいたということにさせていただきたいと思えます。
- 次に、「資料19」の答申案ですが、まず答申文についてご意見を伺います。何かご意見があります

か。ないようでしたら、付帯意見についてご意見を伺います。

委員 付帯意見に直接関わらないのですが、関連することとして伺います。資料 19 の付帯意見 6 番の(3)で、「第三次総合計画の実績・進捗状況や、」とありますが、第三次総合計画の基本計画の中には、町の個別計画に基づいて検討していくといった表現がいくつかあります。例えば、第三次総合計画の第 2 章第 1 節「自然環境の保全・活用」や、同章第 3 節「景観形成」、第 4 章第 2 節「交通体系」では、「島本水の文化園構想」に基づいて検討する、とあります。また、「島本町緑の基本計画」や、「島本町住宅マスタープラン」に基づいて、などの表現もありますが、これらの計画の策定時期を確認すると、水の文化園構想は平成 3 年 4 月、住宅マスタープランと緑の基本計画は平成 11 年 3 月に策定されています。少し古いので、第三次総合計画から第四次総合計画に変わるに際して、これらに基づいて検討することに不具合がないのかということと、住宅マスタープラン、緑の基本計画の進捗状況なども示していただいて、今後、基本計画（案）の審議において議論していけたらと思っています。

次に、直接関係はないのですが、都市計画マスタープランの調査費用が今年度の町予算に計上されており、やはり総合計画の基本計画の検討とかなり関わる部分もあるかと思えます。並行して検討を進められるのか、今年度の都市計画マスタープランの検討というものはどの程度予定しているのか、お伺いします。

事務局 まず、個別計画の進捗状況についてですが、それぞれ所管の部局があり、例えば「緑の基本計画」は計画期間が 20 年ですので、計画期間内となっています。今後の基本計画とも整合を図りながら、見直すべきものは見直し、総括できるのであればこのままでと考えています。その他の計画についても、年次計画に沿って計画に基づいた事務事業を執行していますが、もちろん見直すべきものは見直し、今回ご審議いただいた基本構想を踏まえて、内容がはずれている、もしくは新たに付け加えなければならないものは当然見直しをしていかなければならないと考えています。

次に、都市計画マスタープランについてですが、平成 21 年度と平成 22 年度の 2 か年をかけて見直す予定です。都市計画マスタープランは、大きく 2 つの部分に分かれており、総合計画の基本構想のような「全体構想」と、「地域別構想」があります。今年度は「全体構想」の部分の見直しを検討する予定であり、今回、総合計画基本構想案の内容を了承いただきましたので、その内容を踏まえて、都市計画マスタープランの全体構想の見直しを進めていきたいと考えています。来年度については、もう少し具体的に、地域別の課題を整理して策定していきたいと考えています。

会長 先ほどの委員のご意見のうちの最初の部分ですが、付帯意見に付け加えた方がよいでしょうか。例えば、付帯意見 6 番の(3)に、「基本計画及び実施計画の策定にあたっては、第三次総合計画及びその他の計画の実績・進捗状況や」と付け加えた方がよいですか。その方がはっきりはしますが。やはり、第三次総合計画のみの実績・進捗状況ではありませんので、上位計画と下位計画との関連もありますが、「その他の計画」についての表現を付け加えてはいかがでしょうか。

委員 「その他の計画」についても入れた方がよいと思います。さらに、印などを付けて、「その他」が何の計画を指すのか挙げていただくと、さらに望ましいと思います。

会長 みなさんはいかがでしょう。そこまで必要があるかどうかはわかりません。その他の計画の数を挙げていくときりがないことになりそうなので、ぼやかした方がよいのではないかと私は思います。

委員 確かに、個別計画はかなりありますので、「その他」ということで、どのようなことに関わっても問題がないようにしていただければと思います。

会長 私もその方がよいと思います。緑の基本計画の他に、例えば下水道整備計画など、全て挙げてい

くと大変なことになります。答申案の付帯意見ということを考えれば、この表現でいかがでしょうか。

【「異議なしの声」】

委員 第三次総合計画冊子 120 ページに、現行計画の基本構想を答申した時の付帯意見が記載されていますが、そのうち5番の(3)の意見で、「魅力ある景観形成の取り組みのための指針を策定するなど、美しい都市景観のある島本町の創造に努められたい。」という文章があります。これは美しい文章で格調高いものだと思いますので、今回の付帯意見にも是非入れていただきたいと考えます。今回の付帯意見(案)でいうと、2番に入るかと思えます。2番の(2)に「まちのPRや活性化を図るため、観光面の取り組みの推進に努められたい。」とあり、ここと似た表現になるかもしれませんが、第三次総合計画の付帯意見のこの文章を付け加えていただくのがよいと思えます。

それと、細かいことですが、今回の付帯意見2番の(2)にある「歴史・文化などを生かし」の「生かし」は、この漢字に統一されているのか、それとも活性化の「活」という字にした方がよいのか、これもみなさんのご意見を聞いていただきたいと思えます。

事務局 「生かし」の表現についてですが、今回の基本構想案では、「活かし」ではなく、「生かし」で統一しており、付帯意見案もそのように作成しました。

会長 「生かし」となると、死んでいるものを生き返らせるような感じがしますが、広辞苑には両方あります。漢字としてはどちらでもよいようです。統一するというところで結構かと思えます。

ただいまの付帯意見への追加を求めるご意見は、具体的には、どのような形で付け加えたらよいということでしょうか。

委員 具体的には、今回の付帯意見の2番の中に、(1)または(4)として、「魅力ある景観形成の取り組みのための指針を策定するなど、美しい都市景観のある島本町の創造に努められたい。」という意見項目を追加してはどうかという意見です。

会長 みなさんはいかがでしょう。付帯意見というものは、基本構想の文言だけでは足りない部分について、我々委員の意見として強調して付け加えるということだと思います。基本構想案の中の文言と同じ文言をこの中に入れるということは、私はどうかという感じがします。

委員 確かに、第三次総合計画の時の付帯意見の中には、この意見だけでなく、他にも格調高い文章が多くあると思います。ただ、それを今回の付帯意見にも載せるというのは、新鮮さなども考えて、新しい文章の方がよいと思えます。

委員 同じ意義の文章や表現などが付帯意見の中で重なっているものについては、整理する必要があると思えます。なお、先ほど委員から出た、第三次総合計画の時の付帯意見の文章を追加するという意見に関しては、その意見の内容について異議がある訳ではありませんが、今回の付帯意見の中にそのような項目を追加していくと、これだけにとどまらないと思えます。今回の付帯意見の1番に、「本町の特性であり、貴重な財産である自然環境を後世に引き継いでいく」という、すばらしい表現が最初に明記されています。したがって、その他の個々の事柄をいくつも並べていくということに関しては、疑義を感じます。

次に、事務局にお尋ねしたいのですが、ご存じのように自民党政権から民主党政権に交代するという状況にあります。大阪府においては、橋下知事によって行政刷新が行われている現在、この小さな町である島本町が財政的な影響をどのような形で受けていくかが、この総合計画にも大きく影

響するものと考えています。町全体として、総合計画の中でも、そのようなものに動じないきちんとした表現を明記すべきではないかと思えます。詳細にわたることも必要ですが、そのような状況を踏まえ、この先10年、15年の間に、政治状況に左右されない形での総合計画、基本計画、実施計画を立てていくべきではないかと思えます。現時点での意見を聞かせていただきたいと思えます。

会 長

先に、最後の質問に対してお答えいただけますか。

事務局

委員がおっしゃったように、国の体制も大きく変わるということですが、それに伴う町財政への影響は、現段階ではどのようになるのか分からないという状況です。特に歳入については、これまで入ってきた補助金などが入らなくなるということも十分考えられます。それぞれの党でマニフェストが出されていることから、それに沿った形での具体的な施策も今後出されると思えますが、総合計画の中でも、国との関わりや広域との関わりも踏まえていますので、町としてはそのような動向を十分留意し、情報をできるだけ速やかに入手しながら、行政として適切に対処していくということになります。

総合計画については、今後は基本計画についてのご審議をいただくこととなります。基本計画は今後の具体的な施策の方向を示すものであり、そこでも、そのような議論を併せてしていただく必要があると思えます。基本計画の審議にあたっては、専門部会という形で具体的な審議をお願いしたいと考えていますので、その際にも情報があれば提供しながら、ご指摘の部分についても審議をお願いしたいと考えています。

会 長

第三次総合計画の時の「景観形成」に関する付帯意見を追加するかという問題についてですが、第三次総合計画の時の付帯意見を受けて、今回の基本構想案があるわけです。第四次総合計画の基本構想案の25ページ、第2段落には、「魅力ある景観の形成と誘導に努め、豊かな自然や歴史文化などの地域資源を生かし、歴史的な街並みや自然環境と調和した美しい都市景観の創造を目指しまちづくりを進めます。」とあります。前回の付帯意見を受けてこのような文言があると考えられます。

ただ、今気がついたのですが、第三次総合計画の基本構想ではどのように書かれているか見ると、よく似た表現があり、第三次総合計画冊子35ページの第5段落の後半において、「魅力ある景観の形成に努めるために景観形成のための指針を策定し、美しい都市景観のある島本町の創造とともに」とあります。

第四次総合計画の基本構想案では、個別の段落が設けられ、より独立された表現となっていますが、ただ、第三次総合計画の表現では「指針を策定し」とありますが、今回の基本構想案では、「指針をつくる」という内容が抜けています。この表現であれば、後退しているのではないしょうか。景観形成のための指針を策定するという表現があるのとなないのとでは、随分違うと思えますが、いかがでしょうか。私はどこかにこの表現が欲しいと感じました。

対応として、一つは、第四次総合計画の25ページの文言の中に、景観形成の指針の策定に類する文言を付け加えるということが考えられます。または、付帯意見の中にこれを入れるという方法もありますし、基本計画に記載するという方法もありますが、やはり付帯意見で示しておく必要があるのではないしょうか。事務局としてはいかがでしょうか。

事務局

景観形成の指針については、第三次総合計画の基本構想では指針の策定について記載していましたが、今回の基本構想案では、取りまとめた表現になっています。ただ、第三次総合計画の基本計画でも指針づくりを明記しており、その内容を継承して、今回の基本計画の中でも明記する予定です。状況としてはそのようなになっています。

会 長

今回の基本計画案の中には、表現はあるということですね。ということであれば、改めて言うまで

もないということで、付帯意見にも付けない、基本構想の中にも記載しないということは言えると思いますが。

委員 基本構想を議論する中でも、基本計画との兼ね合いなどについて、微妙なところがあります。今回の指針策定の表現についても、基本計画ではあるようですが、私は、基本構想を決めるとりあえずの到達点として一時的な答申をし、それに基づく基本計画を作成する作業に入り、職員や住民の声を十分聞いた上で、基本計画がほぼ固まった段階で、再度、基本構想として必要なことを検討し、基本構想と基本計画がほぼ同時にできるという進め方がよいのではないかと思います。この際、基本構想を職員も住民のみなさんも一緒に作ったという形で策定する方がよいのではないかと思います。

会長 ご意見は私もよく分かります。フィードバックしながら全体を作り上げていくということは、本来正しいやり方とは思いますが、実際には、基本構想があって基本計画があるという形になっています。ですから、フィードバックしながら作っていくということは難しいだろうと思います。審議会でステップを踏んで、それを踏まえて次へという形でないと、スムーズに進まないという気がします。ただ、精神としてはそのような形を取り入れるべきだろうと思います。

景観形成の指針に関しては、基本計画の中で実際に取り上げられるということで、今回の付帯意見 6 番の(3)のところで、「第三次総合計画及びその他の計画の実績・進捗を踏まえて」新しい計画を作っていくということになっており、この文章の中に含まれるということで、基本構想案も付帯意見もそのままにしておくということでしょうか。

【「異議なし」の声】

今の事柄は十分記録にとどめていただき、景観形成の取組みについてどうするかということは、今後の基本計画の審議でもきっちりしたいと思います。

他に意見はないでしょうか。

委員 付帯意見の中で少し抵抗のある表現があるのですが、4 番の意見で、「団塊世代の大量退職などを踏まえ、高齢者が生きがいをもって暮らし、地域社会にその経験や知識を生かすことができる環境づくりに努められたい。」とあります。団塊世代が退職するとすぐに高齢者になるという印象で抵抗を感じますが、みなさんはいかがでしょうか。

会長 どのように修正したらよいでしょうか。

委員 「...大量退職などを踏まえ、地域社会に...」として、「高齢者が生きがいをもって」という表現は後の方で使ってはどうか。

会長 ただいまのご意見を踏まえて、どのようにいたしましょうか。

委員 ここであえて「高齢者」という語句を入れなければならないという必要性はないと思います。したがって、「団塊世代の大量退職などを踏まえ、生きがいをもって暮らし、地域社会にその経験や知識を...」としてはどうか。

会長 要するに、現状案から「高齢者が」という文言を削除するということですね。それでは、そのようにさせていただきます。

委員 先ほど別の委員が、政権が変わっても揺るぎないということを書いておかなければ、とおっしゃっていましたが、その点で、付帯意見の 6 番に、地域のことは地域で決めるという地方分権や

地域主権の内容を入れたらどうでしょうか。財源や権限を地域に移していくということがこれからの流れで、大阪府でも進めています。そのような観点のことも入れておいてはどうかと思います。具体的には、6番の冒頭の文章を変更し、「創意と工夫による行財政運営を推進するとともに、地方分権や地域主権の確立に向けた取組みを進め...」という表現を入れてはどうかと思います。

会 長 今の意見についていかがでしょうか。6番の冒頭の文章に、「地方分権や地域主権の確立に向けた取組みを進め」という文言を追加するというご意見ですが。

委 員 基本構想案の13ページの(7)「地方分権と広域化の時代」の項目においても、道州制などが述べられていますので、動向は動向として十分認識し、あえてそのような意見を付ける必要はないのではないかと思います。

会 長 いかがでしょうか。先ほども述べましたが、基本構想案の本文中に書いてあることを、さらに付け加えることはないだろうという気がします。基本構想案の13ページにあるということで、今の意見では付け加える必要はないということですが、どちらにしましょう。

委 員 付帯意見ということから考えると、重複する必要はないと思います。

会 長 先ほどからの流れもそうなっていますので、あえて追加しないということでもよろしいでしょうか。

【「異議なしの声」】

会 長 他にご意見はありますか。

ご意見がないようですので、答申文と付帯意見に、ただいまいただいた修正を加えて、町に答申したいと思います。答申は本日付けで、この会議の後に行きたいと思います。よろしいでしょうか。

【「異議なしの声」】

3.【案件2】 その他

会 長 案件2の「その他」について、事務局から何かありますか。

事務局 本日で8回目の審議会ということで、長期間にわたりご審議いただきありがとうございました。会長から説明がありましたように、本日とりまとめをさせていただいた付帯意見を含めて、会長から町長に基本構想を答申いただく予定です。その後、議会で慎重に審議していただき、可決いただいた後に、改めて基本計画(案)についての審議を引き続きお願いしたいと考えています。具体的な施策の内容も重要であり、本町もさまざまな課題を抱えていますので、そのようなことも含めて慎重にご審議をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

委 員 今後検討される基本計画の中で、検討または資料提供をお願いしたいことがあるのですが、説明してよろしいでしょうか。

会 長 どうぞ。

委 員 第三次総合計画の基本計画の第4章第1節に「土地利用」という項目分野があります。その中で、市街化区域、市街化調整区域の区域区分の変更などが記載されています。最近の状況を見ると、国土交通省では、全国的な人口減少や環境エネルギー関係の深刻化、国や自治体の財政状況や社会状況が非常に悪化しているというところで、市街地の拡大を抑制するという方針を数年前から出され

ています。もう一つその中で打ち出されているものとして、市街化区域における新しいまちづくりとして、「地区計画」の採用ということが推進されています。地区計画というのは、市町村が主体で知事が同意する都市計画の手続きであり、市街化区域に編入してまちづくりの具体的な建設が可能になるという手続きよりも、比較的早く進むと理解しています。

それと、島本町の線引き見直し業務が平成 17 年にあったのですが、調整区域の大規模な農地等については、地区計画で将来の方針がはっきり市街化にする方針がなければ、市街化区域編入はしないということが明記されていますので、第三次総合計画の基本計画の中では、市街化区域の区分の変更ということだけしか出ていませんが、市街化調整区域、地区計画の採用によって新しいまちづくりができるという手法がかなり広まってきていますので、地区計画の制度についてご検討いただきたいと思います。また、基本計画の中で議論が必要であれば、参考資料の提供をいただければと思います。JR 島本駅西側の整備については、当然住民のみなさんの望まれるような素案を早く作るということが先決なのですが、地区計画の採用によって、まちづくりがかなり早期に進むという可能性がありますので、是非検討をお願いします。

大阪府においても、平成 19 年 11 月に市街化調整区域における地区計画のガイドラインを改定しており、国土交通省と同じような考えが示されています。島本駅西側については、それを採用する状況等も合致しているのではないかと思います。町が実施した西側の農地利用のアンケート結果は、農地存続という意見がかなり見られると思いますので、かなり有効な手法ではないかと思います。

ただ、地区計画の採用は課題も多くあると思われます。例えば、地区計画の場合は駅前の広場やアクセス道路などの整備については、都市計画道路として位置づけるのではなく、地区計画の中で地区施設という位置づけがあり、都市計画の手続きがかなり変わってきますので、そのあたりの対応についても是非検討していただきたいと思います。特に都市施設である駅前広場や道路、下水道の用地ついて、誰がどのようにして用地確保をして、どのような手法で事業化し、具体的な工事を進めていくかというあたりが、国や地方自治体より、かなり地権者が行うという傾向があるという懸念もありますので、そのあたりも含めて基本計画の中で検討できればと思っています。

先ほど意見があった地方分権や住民主体でまちをつくるという時に、地区計画で、まちづくり協議会などを作って、具体的にまちづくりの大方針にするという事例もありますので、かなり有効な方法ではないかと思います。

さらに、これは直接内容とは関係ないのですが、第三次総合計画冊子の表紙をめくったところに、町民憲章が記載されていますが、4 行目の文章は、「わたくしたちは島本町住民は」というつながりづらい表現になっています。おそらく「わたくしたちは」の「は」がいらぬのではないかと思いますので確認をお願いします。

事務局

地区計画の検討や、駅の西側の検討ということですが、ご意見については基本計画でも反映させていただきたいと思います。駅西側のアンケートのご意見もありましたが、その結果も踏まえてこれから地権者のみなさんと話し合いを進めていくと方向で考えています。

町民憲章については、確認をさせていただきます。

委員

審議の段階としては基本計画になると思いますが、基本計画の案を提示される際に、是非とも町職員の中でも十分な議論がされることと、基本構想を踏まえた基本計画を住民に示して、住民のみなさんの十分な意見を聞いて、その上で審議会において議論するという形の取組みはどうか。

事務局

以前からも第三次計画の総括が必要ということもご意見があり、そのようなことも踏まえて、第

三次計画の進捗や実績について、各課と調整を進めています。その結果も踏まえて、新たな基本計画を策定したいと考えています。

会長 先ほどのご意見にあった地区計画の話ですが、最近の都市計画は、ただ線引きをするのではなく、さまざまな制度をうまく組み合わせながら、地域の実情に合わせた形で、計画そのものもそうですが、計画設計も同時に行いながら進めていくということが流れとしてはあると思います。そのような形で、いろいろな工夫をし、いろいろな制度を利用しながら行うということで、地区計画は非常に強力な道具ですし、景観法の活用についてはどうするかということもあります。これが基本計画の中にうまく入るのか、むしろ都市計画で取り扱うという方が妥当かも知れませんが、そのあたりの仕分けはうまくしていただき、先ほどの都市計画マスタープランの見直しの中の構想の中で、そのあたりを十分に取り入れ、総合計画ではその上位計画として概略的になるかも知れません。いずれにしても重要なご指摘だと思いますので、十分に検討していただきたいと思います。

他にはいかがでしょうか。

ないようですので、本日の決定のとおり、答申をさせていただきたいと思います。

以上で本日の審議会を閉会させていただきます。

<終了>